

金沢市介護保険料減免取扱要綱

(平成12年8月1日決裁)

第1条 この要綱は、金沢市介護保険条例（平成12年条例第6号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、保険料を減免する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第12条第1項第5号に規定する市長が特に必要があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）が同法第63条の規定による保険給付の制限を受けた場合又は海外に居住していた場合
- (2) 第1号被保険者又はその者の属する世帯の生計を主として維持する者が、保証債務の履行等により保険料の納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) 条例第12条第1項第1号から第4号までの規定に準ずると認められる場合

第3条 保険料の減免は、条例第12条第1項各号のいずれかに該当する者で、市長が適当であると認められる者に対し、別表に定めるところにより行う。

2 保険料の減免の理由が条例第12条第1項各号の2以上の規定に該当する場合は、当該減免の割合が多い理由に該当する規定を適用する。

第4条 保険料の減免は、条例第12条第2項の規定による減免申請書の提出があった日以後に到来する当該年度内における納期に係る保険料について行うものとする。ただし、市長は、当該減免申請書が同項に規定する提出期限後に提出された場合において、当該遅延について監獄等への拘禁その他の特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該減免の理由が発生した日以後の当該年度内における納期に係る保険料について減免することができる。

第5条 市長は、減免を決定した後にその減免理由が消滅した場合又はその減免が不適当と認められる場合は、当該減免の決定の全部または一部を取り消すことができる。

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から適用する。